

情報BOX



第4次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(素案)に関する意見募集

市では、一般廃棄物の処理における長期的・総合的な計画を定める第4次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(素案)について市民の皆さんからのご意見を募集します。

この計画は、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づき、地方自治法による総合計画などと整合を図り、平成16年3月に定めた第3次朝霞市一般廃棄物処理基本計画を見直し、今後の循環型社会の実現に向けた廃棄物行政の方向性を示すものです。
意見募集期間／1月16日(金)～2

月14日(土)(必着)
意見を提出できる方／市内に住
住・在勤・在学の方、市内に
事務所・事業所を有する方、
この素案に利害関係を有する
方

意見提出方法／住所、氏名および意見をご記入のうえ、郵送
ファックス、メールまたは直接提出してください。

公表資料／第4次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(素案)

資料閲覧場所／市政情報コーナー、内間木支所、各出張所、各公民館、図書館(本館・北朝霞分館)、市ホームページ、クリーンセンター、リサイクルプラザ

意見の公表／提出されたご意見に対して、個別に回答はしません。ご意見は後日、市ホームページ等で公表する予定です。

また、ご意見の内容以外の個人情報等は公表しません。

注意事項／応募用紙の様式は自由。電話は不可。

朝霞市役所

朝霞市本町1-1-1
TEL 048-463-1111(代表)
※直通電話番号(ダイヤルイン)で電話をかけると、直接各担当係につながります。

受付時間

午前8時30分～午後5時15分

休日

土・日曜日、祝日

提出先・問い合わせ

朝霞市大字浜崎390-45
クリーンセンター ☎048-456-11593 FAX048-456-11593
risaikuru@city.asakasatama.
city (メールで送信する場合は添付ファイルとせず、件名を「第4次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(素案)の意見」として送信してください)

学校事務補助員

募集人数／若干名

応募資格／パソコンの基本操作ができる方

勤務場所／市内小・中学校

勤務時間／月々金曜日 午前8時30分～午後0時30分

賃金／時給800円、年賞与2.5か月

応募方法／1月30日(金)までの平日午前9時～午後4時に履歴書(市販のもの)を持参

※面談により採用を決定します。

応募先・問い合わせ／教育総務課 内線2424 ☎048-463-2764(直通)

若年者・新規高卒者等就職面接会

問い合わせ／
埼玉県中小企業団体中央会
若年者地域連携事業担当
☎048-641-1315

日時／1月21日(水) 午後1時～4時

会場／大宮ソニックシティビル地下展示場(さいたま市大宮区)

対象／若年層求職者(大学生を含む)

※履歴書(複写可)を持参してください。

参加企業／120社(予定)

その他／来場者に参加企業の求人情報冊子を配布します。

主催／埼玉労働局、ハローワーク、埼玉県、埼玉県教育委員会、埼玉県中小企業団体中央会

さわやか相談員・ボランティア相談員

市教育委員会では、市内の指定する小・中学校に勤める、さわやか相談員・ボランティア相談員を募集いたします。児童生徒・保護者の相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会と連携し、健全な児童生徒の育成を図ります。

資格／満20歳以上の方で学校教育に理解があり、子どもの悩みに対し、親身になって相談に応じられる方。

※さわやか相談員はカウンセリングの資格を有する方

任期・勤務日等

○さわやか相談員
・任期：4月7日(火)～9月30日(水)(更新1回可)

・勤務日等：週5日(月～金曜日) 1日6時間 年間210日以内

○ボランティア相談員

・任期：4月7日(火)～平成22年3月31日(水)

・勤務日等：週5日(月～金曜日) 1日4時間 年間200日以内

提出書類

①履歴書(市販のもの)
②志願調書(教育指導課または市ホームページにある所定の用紙)

③面接通知用はがき(本人の住所・氏名を記入)

④結果通知用封筒(80円切手を貼り、自分の住所・氏名を記入)

応募方法／〒351-8501 朝霞市本町1-1-1 朝霞市教育委員会教育指導課あてに郵送または直接持参。

応募期間／1月19日(月)～30日(金)(土・日曜日を除く)

面接日・会場／2月20日(金) コミュニティセンター

※面接時刻等については面接通知用はがきでお知らせします。

※募集要項は教育指導課で配布または市ホームページで閲覧可。

問い合わせ／教育指導課 内線2432 ☎048-463-2884(直通)

放送大学学生（平成21年度第1学期生）

放送大学は、テレビ・ラジオで授業を行う通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。詳細についてはお問い合わせください。資料請求は無料です。

学生の種類／教養学部（全履修生、選科履修生、課目履修生）、大学院（修士選科生、修士科目生）

出願期間／12月15日（月）～2月28日（土）

問い合わせ／放送大学埼玉学習センター
 〒048-6501
 2611 <http://www.u-br.ac.jp>

体験農園利用者

市では、市民の皆さんに農業への理解を深める目的で、農家が開設している体験農園を支援しています。農園主の指導を受けながら作付けから収穫までの農作業を体験できるので、初心者の方でも楽しみながら野菜作りを学べます。年間でおよそ25種類の野菜の栽培と収穫を体験できます。あなたもプロの指導で野菜作りを体験しませんか。＊体験農園は区画の貸し出しではありません。栽培する作物の選定や時期などは園主の指導の下に行います。

会場／朝霞第六小学校正門前
 募集区画／12区画（1区画約30平方メートル）

＊募集数を超えた場合は抽せん
対象／市内在住の方優せん
利用期間／3月上旬～平成22年1月末（更新可）

利用料／3万6000円（指導料など）＊種、苗、肥料、農具は、園主が用意します。

申込方法／往復はがきに必要事項（記入例参照）を明記のうえ、1月31日（土）（消印有効）までにお申し込みください。

往信（裏）

①住所
 ②氏名
 ③年齢
 ④電話・ファックス番号
 ⑤農業体験の有無

往信（表）

351-0023 朝霞市溝沼6-1-1
 さかうえ農園
 渡辺 俊夫 へ
 往信

返信（表）

50 返信
 〇〇〇〇〇〇
 氏名を明記
 ご自分の住所
 （裏は記入しないでください）

問い合わせ／さかうえ農園
 〒048-462-0094

「朝霞スマイルパトロール」隊員

朝霞市認定の自主防犯パトロール

パトロール「朝霞スマイルパトロール」では、地域の安全・安心のためにいっしょに活動してくださる方を募集しています。

仕事やサークル活動の行き帰り、散歩などの時間を利用してパトロールしており、市内全域が活動範囲です。ひとりひとりの気持ちは小さな点に過ぎませんが、みんなつながれば大きな力になります。ご興味のある方はお気軽にお問い合わせください。安全・安心で、子どもも大人もみんながスマイルあふれる街になるよう、いっしょに目指していきましょう。

問い合わせ／朝霞スマイルパトロール
 〒048-0909
 107-1848 @mail.goone.jp asasuma



ご案内

国民健康保険税納付額のお知らせをお送りします

平成20年1月1日から12月31日までに納付いただいた国民健康保険税につきまして、1月下旬に納付額のお知らせをはがきで世帯主の方へにお送りします。所得税の確定申告や市・県民税の申告にご利用ください。

なお、すでに申請により納付額確認書を受け取られた方につきましては、行き違いとなりますが、ご了承ください（申告にはどちらをご利用いただいても差し支えありません）。

問い合わせ／納税課 内線2222
 〒048-4631
 2040・2023（直通）

地上アナログテレビ放送終了のお知らせ

現在の地上アナログテレビ放送は、地上デジタル放送への移行に伴い、2011年7月24日までに終了いたします。地上デジタルテレビ放送の視聴方法など受信に関する相談、問い合わせは下記へお願いします。
問い合わせ／総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
 ☎0570-07-0101

介護保険料・長寿（後期高齢者）医療保険料納付額のお知らせをお送りします

平成20年1月1日から12月31日までに納付いただきました介護保険料および平成20年4月1

日から12月31日までに納付いただきました長寿（後期高齢者）医療保険料につきまして、1月下旬に納付済額のお知らせを被保険者にお送りいたしますので、ご確認いただくとともに申告などにご利用ください。

なお、特別徴収（年金からの天引き）の方にはお送りいたしませんので、社会保険庁より送付される「公的年金等の源泉徴収票」をご確認・ご利用ください。

また、すでに申請により納付額確認書を受け取られた方につきましては、行き違いとなりますがご了承ください。

問い合わせ／介護保険料に関すること：長寿はつらつ課 内線2635
 463-1952（直通）
 長寿（後期高齢者）医療保険料に関すること：長寿はつらつ課 内線2632
 048-463-1921（直通）

地震への備えは万全ですか？

問い合わせ／建築課
 内線 2592～4
 ☎048-463-2585



20歳のスタート国民年金

成人した皆さん、国民年金は日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入しなければならぬ制度です。

公的年金は、皆さんが高齢になつたときの所得保障となり、また、障害を負つたときの保障としての障害基礎年金等もありますので、20歳になつたら加入手続きをして保険料を納めましょう。なお、現在、職場で厚生年金や共済組合に加入している方は加入手続きの必要はありません。

また、保険料を納めるのが困難な方には、次のような制度があります。

学生納付特例制度

学生の方で、本人の所得が一定以下で、申請が認められると在学期間中の保険料を後払いにできる制度です。

申請免除制度

20歳以上60歳未満の方で、本人・配偶者および世帯主の所得が一定以下で、申請が認められると保険料が免除される制度です(所得に応じて段階的に免除額を設定)。

若年者納付猶予制度

30歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定以下で、申請が認められると保険料を後払いできる制度です。

詳細はお問い合わせください。
 問い合わせ/保険年金課 内線
 262233 ☎048-463-0284(直通)

2月1日から新たな手話通訳者等派遣事業が始まります

朝霞市社会福祉協議会では、聴覚等の障害のため意思疎通を図ることに支障のある方たちを対象に、手話通訳者等を派遣する事業を2月1日(日)から開始します。

市役所の申請手続き、病院の診察、学校行事等への派遣調整・相談を朝霞市社会福祉協議会の専任手話通訳者が行います。派遣費用は原則無料です。通訳内容については、すべて秘密を守ります。ぜひご利用ください。後日、パンフレットや説明会等で事業内容をお知らせします。

※要約筆記奉仕員の依頼は、従前どおり埼玉聴覚障害者情報センターへの依頼になります。

通訳依頼・問い合わせ/朝霞市社会福祉協議会 専任手話通訳者担当 ☎048-486-2479 FAX048-486-2480

自立支援医療(精神通院)制度

精神疾患の治療を受けるときに、通院医療費(院外処方薬局、精神科デイケア、訪問看護ステーションも対象になります)の

自己負担分を10割に軽減する制度があります。この制度は所得に応じて月額上限負担額が異なり、一定所得以上(月額上限負担額が2万円)市民税・所得割額が23万5千円以上)の方の経過的特例措置は3月31日(火)までとなっています。ただし、この経過的特例措置は延長になることもあります。申請の際にお問い合わせください。

問い合わせ/福祉課 内線2658 ☎048-463-1599(直通) FAX048-463-1025

障害福祉サービス等の利用者負担軽減制度をご利用ください

市では、低所得の方々に對して独自の負担軽減制度を実施しています。

対象サービス/障害者自立支援法の介護給付および訓練等給付費(身体障害者福祉法や知的障害者福祉法、児童福祉法による措置入所は除く)や補装具費、日常生活用具費、移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援等の利用料の自己負担分

※食費、居住費等の実費負担は対象となりません。

対象者・補助額/①低所得1の方(市民税非課税世帯で年収80万円以下の方) : 支払った利用料の50割の額



彩夏ウボーイの防犯推進室 防犯情報サービスをご利用ください

■犯罪情報メルマガを配信
 埼玉県警察では、メールマガジン [犯罪情報官 NEWS] を配信しています。配信情報は、子どもを狙った犯罪や女性を狙った犯罪、身近な知能犯罪の情報などです。メール配信登録は、次のメールアドレスかQRコードからどうぞ。県警ホームページからも登録できます。

- 携帯用メールアドレス
ml-hjk@mlmg.police.pref.saitama.lg.jp
- 埼玉県警ホームページ
<http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/>
- あさか防犯ニュースを掲載中
 市内や近隣の防犯情報をまとめた防犯ニュースを市ホームページに掲載しています。
- 彩夏ウボーイのあさか防犯ニュース
<http://www.city.asaka.saitama.jp/guide/life/bohan/index.html>



問い合わせ/危機管理課 内線2375 ☎048-463-1788(直通)

②低所得2の方(市民税非課税世帯で①に該当しない方) : 支払った利用料の25割の額

※生活保護受給者を除く。

申請方法/福祉課にある申請書にサービス費用の1割を支払った領収書を添えて申請してください

問い合わせ/福祉課 内線2652 ☎048-463-1598(直通) FAX048-463-1025

朝霞市障害者等日中一時支援事業をご利用ください

①障害者手帳(身体・療育・精神)を持っている方

一時的に見守り等が必要となる障害のある人に日中活動の場を提供し、また、日常的に介護している家族の支援を目的とする日中一時支援事業を実施しています。

内容/社会に適應するための日常的な訓練や福祉の増進を図るために必要な創作活動を行います。

対象者/市内に住所を有する障害者等で次に掲げる各号のいずれかに該当する人

②医師により発達に障害があると診断された方
利用者負担／かかった経費の1割負担

利用上限／月10日以内

申請方法／利用を希望される方は福祉課に申請し、利用決定を受けてください。

問い合わせ／福祉課 内線2652-3 ☎048-463-1598 (直通) FAX048-463-1025

重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方へ

後期高齢者医療制度に加入されている方

後期高齢者医療制度に加入されている方の重度心身障害者医療費助成の手続きは、本人からの申請が必要です。

また、数か月分まとめて申請することもできます。

申請先／福祉課、内間木支所、朝霞駅前出張所、朝霞台出張所

申請に必要なもの／重度心身障害者医療費支給申請書、医療機関等(診療、調剤、柔道整復ほか)に支払った領収書

問い合わせ／福祉課 内線2652-3 ☎048-463-1598 (直通) FAX048-463-1025

市への寄付ありがとうございます

紙上より厚くお礼申し上げます。

◆栄町3-7-43 JAZZ喫茶 海様から2万9071円

『2009くらしの豆知識』をご活用ください

くらしの豆知識は消費生活相談の事例などをもとに、くらしに役立つ知識・情報をわかりやすくまとめたハンドブックです。くらしの中の「知りたいこと」「確かめたいこと」の情報源としてご活用ください。

記事の紹介

- ・食の安全を読み解く
 - ・くらしの中の契約
 - ・契約トラブル注意報
 - ・シニアライフに向けて など
- 1月15日(木)から地域づくり支援課・内間木支所・朝霞台出張所・朝霞駅前出張所で無料配布します。なお、消費生活パネル展においても無料配布します。 ※なくなり次第終了となります
- #### 消費生活パネル展
- 1月19日(月)～28日(水) 産業文化センター、1月29日(木)～2月12日(木) 中央公民館
- 問い合わせ／地域づくり支援課 内線2254 ☎048-463-2648 (直通)

医療に関する県の事業

県内の医療機関や薬局の情報を知りたいときは!

場所や診療科目・時間などの条件を入力すると、県内の約1万か所の医療機関や薬局を検索できる「埼玉県医療機能情報提供システム」をホームページで公開しています。 <http://www.iryokensaku.jp/saitama>

「患者さんのため」の一言

登録医療制度をご存知ですか?

埼玉県では埼玉県医師会と協同して「患者さんのための3つの宣言」を行う医療機関を登録し公表しています。すでに県内の病院の約8割が登録されています。

宣言内容

- 1 患者さんへ十分な説明を行い、同意を得て医療を提供します。
- 2 患者さんご自身の診察情報を開示します。

3 セカンド・オピニオンに協力します(情報提供等の協力)。

登録医療機関は埼玉県ホームページからご覧になれます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BF00/iryozanzen/sengen.html>

問い合わせ／埼玉県医療整備課 ☎048-830-3541

犬や猫のふんでみんなが迷惑しています飼いが責任をもって処分しましょう

あさか市民活動ニュースレター

vol.9

問い合わせ／市民活動支援ステーション ☎048-463-1417

市民活動支援ステーション主催事業の模様をお知らせします!

第3回朝霞市市民活動団体交流会

昨年11月15日(土)、コミュニティセンターにおいて第3回朝霞市市民活動団体交流会が行われました。

今回の交流会は、あさか市民活動ネットワーク設立準備会と共催で実施し、「朝霞の市民活動を充実させるには」をテーマとして、23団体41人が参加し、3つのグループに分かれて話し合いをしたほか、「あさか市民活動ネットワーク」の設立に向けて発表が行われました。

アドバイザーの宇都木法男さん(NPO法人NPO事業サポートセンター理事)からは、「市民活動団体のネットワーク化とは、団体が連携してさまざまな活動を支え合うことであり、それが新しい地域のあり方になっていく。」とコメントをいただきました。



話し合いをする参加者の皆さん

朝霞市で…シニアの出番だ! ～朝霞市シニア世代地域デビュー支援講座～

昨年12月6日(土)から4回にわたり、市民会館において、朝霞市シニア世代地域デビュー支援講座を開催しています(朝霞市・東上線NPOネット・埼玉県団塊世代活動支援センター共催)。

この講座は、これまで培った技術や経験を生かして、「地域で何かをやってみたい」とお考えのいわゆる団塊の世代を中心とした皆さんに、地域での過ごし方や仲間作りについて学び、地域社会において市民活動を始めるきっかけを作っていたらこうと開催したもので、55歳～67歳の方が参加されています。

最後の4回目は、1月24日(土)に「まちなことを考えよう このまちを元気にするのは自分だ!」をテーマとして開催します。この回のみ参加もできますので、ご興味のある方はぜひご参加ください。



コーディネーターの柴田都夫さん(東上線NPOネット代表)

埼玉県勤労者向け融資制度
 結婚・子育て支援資金

資金の用途	限度額	利率
結婚 本人または親族の結婚費用	100万円	1.9%
育児 出産、医療費等の育児費用	100万円	
教育 入学金、授業料等の教育料金	200万円	

・別途、保証料(0.7%)が必要です。
 ・年収制限、勤務歴などの申し込み条件や中央労働金庫の審査があります。審査の結果、ご希望に沿えない場合もあります。
 ・別途、応急資金・失業資金も設けております。
 ・申し込みは、中央労働金庫県内各支店にて受け付けます。
問い合わせ／埼玉県勤労者福祉課 ☎048-830-4518 または中央労働金庫の県内各支店
3月31日で「特別慰労品」贈呈の受付が終了します
 独立行政法人平和祈念事業特別基金では、次の方に特別慰労品を贈呈しています。まだ請求されていない方は、早急に請求してください。

・旧軍人軍属で恩給などを受けていない方(恩給欠格者)
 ・戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された方(強制抑留者)
 ・終戦まで1年以上外地で生活し、終戦に伴い、引き揚げて来られた方(引揚者)
 ※請求者は本人のみで、遺族の方は対象とはなりません。
 ※請求書類は福祉課にあります。
 申請期限/3月31日(火)
問い合わせ／独立行政法人平和祈念事業特別基金 ☎0120-234-933 http://www.heiwa.go.jp

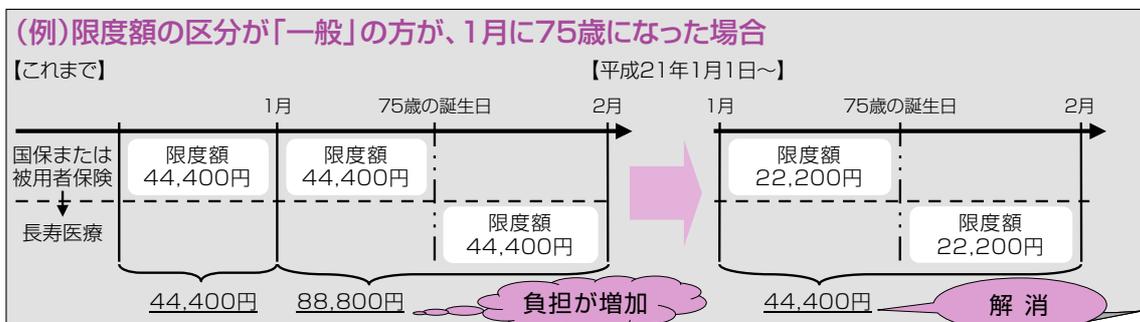
自動車の運転はエコドライブで!

県では、地球温暖化防止と大気環境改善のため環境にやさしい自動車の運転方法であるエコドライブの普及を推進しています。
 エコドライブは二酸化炭素の削減、燃料節約、交通安全に大変効果があります。
 皆さん、自動車を運転の際はぜひエコドライブを心がけてください。
《エコドライブの方法》
 ①ふんわりアクセル
 アクセルをゆっくり踏んで、なめらか加速。
 ②加減速の少ない運転
 車間距離に余裕をもち、前方に注意して、安全な定速走行。

ブレーキを踏まずにすめば、燃料の無駄がありません。
 ③早めのアクセルオフ
 前方の信号が赤なら、アクセルを踏まずエンジンブレーキを使用。「燃料カット」機能が働き、燃料の節約に。
 ④エアコンの使用は控えめに
 設定温度により、燃費は大きく違います。また、春や秋にもエアコンを使っていますか?
 ⑤アイドリングストップ
 待ち合わせや荷物の積み降ろし時など長く停めるときには、エンジンを切りましょう。
 ⑥暖気運転は適切に
 現在のエンジンは暖機運転は不要です。走行しながらウォーミングアップ。
 ⑦道路交通情報の活用
 出かける前に道路交通情報やルートをチェック。スムーズな運行をしましょう。
 ⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック
 タイヤの空気圧を適正に。0.5キログラム/平方センチの低下で3割燃費が悪くなります。
 ⑨不要な荷物は積まずに走行
 不要な荷物は降ろしましょう。100キログラムで、3割燃費が悪くなります。
 ⑩駐車場所に注意
 路上駐車で渋滞を引き起こすと、他の車の燃費が悪くなります。

平成21年1月から、長寿(後期高齢者)医療の被保険者となられた月の負担が軽減されます。

これまで、75歳の誕生日を迎えられ長寿(後期高齢者)医療の被保険者となられた方は、「誕生日以後の長寿医療制度」と「誕生日前の医療保険」と2つの制度に加入することになるため、それぞれの制度の限度額までお支払いいただくことがありました。平成21年1月からは、それぞれの制度の限度額を半分にすることにより、誕生月の負担が増加するという問題が解消されました。



- ◎あなた以外にも対象となるご家族の方
 ①あなたが被用者保険の被保険者だった場合、あなたの被扶養者
 ②あなたが国民健康保険組合の組合員だった場合、あなたの世帯に属する被保険者
 ※毎月1日生まれの方は、誕生月に加入している制度が長寿医療制度のみであり、負担は増加しないため対象外となります。
 ※平成20年4月~12月に75歳になり長寿医療制度の被保険者となった方にも、負担が増加した分をさかのぼって支給いたします。
 ※詳しくは、埼玉県後期高齢者医療広域連合または長寿はつつ課にお問い合わせください。

問い合わせ 埼玉県後期高齢者医療広域連合 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-1 ☎048-833-3222
 長寿はつつ課 内線2632 ☎048-463-1921(直通)

地球温暖化防止と大気環境改善のためエコドライブに心がけましょう。

問い合わせ／埼玉県環境部 再生課 ☎048-830-3063

冬のエコライフ

「あなたが主役！」

部屋と地球の温度管理

暖房などによりエネルギー使用量が増える冬、県では今年も温暖化対策キャンペーンを3月20日(金)まで実施しています。

地球温暖化を食い止めるには、皆さんの取り組みが、重要なカギを握っています。

温暖化対策はひとりひとりが主役です。身の回りのできることから、冬のライフスタイルに取り組みましょう。

冬のライフスタイル

カーディガンやベストなどを重ね着したり、暖かい下着を着るなど、暖かく過ごす工夫をして暖房温度を適温(20度以下)に設定しましょう。

また、こまめな消灯、電源オフなど、身近な省エネ活動をお願いします。

冬のエコライフDAY

「この日は、一日環境によいことをしよう」と決めて、「エコライフDAY」に挑戦してみませんか？

省エネ・省資源の成果をチェ

ックシートで把握していただきます。自治会、学校、団体、企業単位および個人で参加でき、参加される場合は埼玉県温暖化対策課のホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/ecolifeDAY.html>) をご覧ください。チェックシートのダウンロードもできます。

問い合わせ／埼玉県環境部温暖化対策課 ☎048-830-3033



キャンペーンキャラクター
埼玉県のマスコット「コバトン」

石綿(アスベスト)による 疾病の補償・救済について

①改正石綿救済法が、平成20年12月1日から施行されました。

特別遺族給付金の請求期限が「石綿救済法」の施行の日から6年を経過したとき(平成24年3月27日)までに延長されました。また、特別遺族給付金の支給対象が、石綿救済法の施行日の前日(平成18年3月26日)までに死亡した労働者等の遺族であって、労災保険の規定によ

る遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に拡大されました。

②平成15年12月1日から平成18年3月26日までに死亡された労働者のご遺族は、労災保険法の規定による遺族補償給付の請求を行ってください。

問い合わせ／特別遺族給付金、労災保険制度について：埼玉労働局 労災補償課 ☎048-600-6207 右記の対象とならない方の救済について：独立行政法人環境再生保全機構 ☎0120-389-931



催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

朝市

問い合わせ/産業振興課 内線2244 ☎048-463-1903(直通)

朝市は毎月第1日曜日に開催しています。服飾、雑貨、地場野菜、新鮮果物、お茶などお手ごろな価格で提供しております。皆さんちよっぴり早起きして買い物に来てみませんか。

日時/2月1日(日) 午前7時~9時

会場/市役所正面駐車場

若年者パソコンセミナー

申し込み・問い合わせ/産業振興課 内線2244 ☎048-463-1903(直通)

若年求職者の方を対象にパソコンセミナーを開催します。

日時/2月4日(水)・5日(木) 午前10時~午後4時

会場/産業文化センター

対象/35歳未満の求職者で、2日間とも参加可能な方。

内容/ワード・エクセル入門

※初日の1時間程度、就職活動セミナーを実施します。

定員/10人(先着順)

費用/1,680円(テキスト代)

※申込受付時に集金します。

申込方法/1月16日(金)から産業振興課窓口で受け付け

その他/雇用保険受給資格者の方には、受講証明が発行されます。

黒目川の景観を考える集い

主催・問い合わせ/黒目川の景観を考える会 小林 ☎090-2436-1243

日時/1月31日(土) 午後1時30分~

会場/エコネットあさか(リサイクルプラザ)

内容/①黒目川の植樹計画 ②アユ釣りのルールづくり ③黒目川周辺の景観づくり

起業支援セミナー

申し込み・問い合わせ/産業振興課 内線2243 ☎048-463-1903(直通) ☎048-467-0770

起業や創業は、自分の夢を自分の力で実現する行動の手段です。しかし、起業や創業した事業は「世間が求め、世間が認めたもの」しか永続させてくれません。つまり、「独りよがりの思い込み」や「世間への甘え」が一切通用しない世界でもあります。

この講座は、多くの企業を支援・指導してきた生の体験から、これから起業や創業をしようとする方々が抱えている共通の「迷いと不安」を取り上げ、解説し助言を行おうとするものです。

日時/2月14日(土) 午後1時30分~3時30分

会場/産業文化センター

対象/起業・創業を考えている方

定員/15人(先着順)

申込方法/電話またはファックスで産業振興課へ



催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

「おしえて、冷凍食品のこと!!」

～冷凍食品を理解して、上手に活用しよう～

申し込み・問い合わせ/地域づくり支援課 内線2254
☎048-463-2648 (直通)

中国産冷凍餃子の事件以来、冷凍食品を控えている方は多いのではないのでしょうか。便利だと分かっているけど健康には代えられないと思っているのではないのでしょうか。そこで、冷凍食品についていっしょに学んでみませんか?

講演会では、冷凍食品の基本的特性や取り扱い注意事項、解凍・調理法などについて学びます。そして、その後に冷凍食品を活用した調理実習を行います。

消費者として、冷凍食品を見つめ直す機会になればと思います。

日時/2月19日(木) 午前10時～午後0時30分

会場/中央公民館・コミュニティセンター

講師/冷凍食品調理コンサルタント 間野百合子^{まの ゆりこ}さん

内容/講演と冷凍食品を活用した調理実習を行います。

定員/30人(先着順)

材料費/1人500円

保育/1歳以上就学前までのお子さん(先着6人 申し込み時に予約)

申込方法/1月26日(月)午前9時から電話または地域づくり支援課窓口で受け付けます。

埼玉弁護士会の労働法律相談

～こんなとき、ご相談ください～

問い合わせ/埼玉弁護士会法律相談センター ☎048-710-5666

解雇やセクハラ、退職金や残業代の不払いなど、労働者と使用者間の争いごとについてお悩みの方にとって、平成18年4月1日からできた「労働審判」が解決の手段になるかもしれません。この手続きにより、多くの事件は、労働審判を申し立ててから70日程度で解決しています。なお、労働審判の申し立てをしても、審判では解決できずに通常の訴訟に移行したり、事案によってはそもそも労働審判の申し立てに向かない紛争もあります。詳細はご相談ください。

日時/毎週木曜日 午後3時～4時10分(1件につき30分)

会場/埼玉弁護士会法律相談センター(さいたま市浦和区)

相談方法/電話予約が必要です。※弁護士が直接面談を受けます。

相談料/労働者は無料(その他の方は5,250円)

健康体操リーダー養成教室

申し込み・問い合わせ/長寿はつらつ課 内線2636
☎048-463-1952 (直通)

春に芽吹く木々の体内には寒いころより準備がなされています。私達も寒い時期だからこそ体を整え、自分の楽しい暮らしを継続する基礎作りをしましょう。

また、手軽にできる体操をいっしょに作って、皆さんにも伝えてみませんか。

日時/2月5日(木)・12日(木)・19日(木)、

3月5日(木)・12日(木)・19日(木)・30日(月)

いずれも午後1時45分～3時15分

会場/産業文化センター

対象/①市内在住で健康体操を覚えたい方

②健康体操を市内の高齢者等にボランティアとして普及していただける方

③全日程参加できる方

※年齢・資格は問いません。平成17～19年度の参加者は対象としません。

内容/タオル等を使った体操・ウォーキングの実践、運動や介護予防に関するワンポイント講義など

講師/健康運動指導士 齊藤紀子^{さいとうのりこ}さん

定員/20人

費用/210円程度(保険料等)

持ち物/飲み物・タオル

その他/動きやすい服装でご参加ください。

貸し渋り110番と相談窓口

金融機関が融資を拒否する「貸し渋り」を防止するため、関東経済産業局に「中小企業貸し渋り110番」を開設し、中小・小規模企業の皆さんからのご相談を伺っています。また、借り手の声を電話で幅広く聞く相談窓口も開設しました。

貸し渋り110番…048-600-0425 (直通)

相談窓口…03-5251-7755

(平日 午前10時～午後4時)

下請けかけこみ寺

支払い遅延、減額、買ったたきなどの下請代金法違反行為に対し、立入調査や取り締まりを強化しています。下請取引に関する苦情や相談は「下請けかけこみ寺」へご相談ください。

下請けかけこみ寺…03-5541-6655

和光南養護学校障害児学童保育室たけのこクラブ バザー

問い合わせ/細野^{ほの} ☎048-461-5042

バザーを行いますのでぜひご参加ください。また、品物の提供をお待ちしています。ただし、中古の衣類・布団・家電・日本人形やゲームの景品のぬいぐるみ等はご遠慮ください。

日時/2月7日(土) 午前10時～午後0時30分 会場/たけのこクラブ(和光市新倉1-1-31駅前ハイツI)

申込方法/当日直接会場へ

情報BOX



催し・講座